

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

株式会社ネクステージ

上記事項は、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nextage.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「ネクステージ行動指針」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知を図ることとする。
- ② 各種研修において、コンプライアンスに関して継続的に啓蒙教育を実施する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、毎月コンプライアンス体制の状況報告、改善提案を行いコンプライアンス体制の強化に努めることとする。
- ④ 取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項の審議のほか、グループ経営に関わる事項や最重要案件の審議、決議を行うとともに、業務執行の監視・監督を行うこととする。
- ⑤ 当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し十分な監督機能を設けるとともに、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保することとする。
- ⑥ 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。
- ⑦ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、月2回定時に開催される経営会議にて報告する。
- ⑧ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報制度を設け、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。
- ⑨ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の下に経営会議を月2回定時に開催し、取締役会の議論を充実させる

べく事前に審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおける業務の適正を確保するために、グループ会社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関連会社会議において業務の執行、施策の実施状況に関して報告を行うこととする。また関連会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社管理を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査担当及び監査役から要請を受けた時には、監査役の職務を補助するものとする。この場合には当該使用人の取締役からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人は業務又は業績に与える重要な事項については、遅延なく監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査担当、関連会社管理担当と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。
 - ③ 監査役に情報提供を行った者が不利な取り扱いを受けないための措置を講じるものとする。
 - ④ 監査役会は監査の実施にあたり、必要に応じて法律・会計の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。グループ内において反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかかつ適切に対処する体制を構築している。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(1) 法令遵守に対する取り組みの状況

- ① 法令遵守に対する取り組みとしてコンプライアンス委員会を毎月開催しております。代表取締役社長を委員長とし、各部署の責任者が出席してコンプライアンスに関する問題点を抽出しその対応について討議しております。
- ② 年2回リスクマネジメント委員会を開催し、会社に内在するリスクの調査及び分析を行い、その対応を講じることとしております。
- ③ 内部監査室は内部統制報告制度基本計画書に基づき当社グループの監査を実施し、監査結果を各担当取締役に報告し、改善が必要な場合は指摘を行っております。

(2) 当社グループ会社の管理体制の状況

当社グループ会社の管理につきましては、毎月1回関連会社会議を開催し、業績及び経営の状況を報告しております。

(3) 監査役の監査体制の状況

当社の監査役会は毎月及び臨時に開催しており、会計監査人及び内部監査室とも定期的に会合を行い意見交換を行っております。

また、各監査役は取締役会及び経営会議に出席しており、更に常勤監査役につきましてはその他の各種社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、株主への剰余金の配当を安定かつ継続的に実施することを配当についての基本方針として位置付けております。原則、期末配当を年1回実施していく考えであり、その決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金につきましては、自己資本の充実を目的として一定の手元資金を確保するとともに、今後も成長が見込める販売店の展開やグループ成長に効果的な投資に備えてまいりたいと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,961	10,369	26,714	△3,333	41,712
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△2,884	—	△2,884
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,961	10,369	23,830	△3,333	38,828
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	74	74	—	—	148
剰余金の配当	—	—	△1,171	—	△1,171
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	13,886	—	13,886
自己株式の処分	—	3,051	—	1,714	4,765
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	74	3,125	12,714	1,714	17,628
当 期 末 残 高	8,036	13,494	36,544	△1,619	56,456

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1	△96	△94	0	41,617
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△2,884
会計方針の変更を反映した当期首残高	1	△96	△94	0	38,733
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	△0	147
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,171
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	13,886
自己株式の処分	—	—	—	—	4,765
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	△66	△59	—	△59
当 期 変 動 額 合 計	6	△66	△59	△0	17,568
当 期 末 残 高	8	△162	△154	—	56,301

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
株式会社A S A P
株式会社N E W
株式会社A i
株式会社ユニバースレンタカー

- (2) 非連結子会社
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品、仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

機械装置及び運搬具 2年～15年

投資不動産 10年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 車両販売

顧客への納車引渡し時点で収益認識しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点としております。

② 車両の割賦販売

車両販売時点で車両の現金販売価格により収益認識し、割賦金利相当については重要な金融要素に該当するものと判断して決済期日までの期間にわたって償却原価法(利息法)により金利部分を各期の純損益に配分しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

- (1) 従来、車両販売について車両登録時に収益を認識しておりましたが、顧客への納車引渡し時点での収益認識へ変更しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点としております。
- (2) 車両の割賦販売については、従来、割賦手数料について「売上高」として車両販売時点で全額の収益を計上しておりましたが、割賦販売に含まれる履行義務について分析を行った結果、車両販売時点では車両の現金販売価格によって「売上高」を計上し、割賦金利相当については「売掛金」に含まれる重要な金融要素に該当するものと判断して決済期日までの期間にわたって償却原価法(利息法)により金利部分を各期の純損益に配分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,461百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,387百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,884百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社グループは、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、当社グループの建物を除きすべて定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

当社グループは2030年ビジョンとして売上高1兆円、営業利益率9%、営業利益900億円を目標として掲げております。2030年ビジョンの達成に向け、「大型店」を年間20店舗程度出店し、2030年までに「大型店」223拠点を目標としています。また、輸入車新車市場においては約1.5兆円のマーケット規模を想定しており、輸入車正規ディーラー事業についても自動車販売事業の一環として継続的な事業拡大を図っていく予定です。このような自動車販売事業における出店の増加を契機として、有形固定資産の使用状況の見直しを行ったところ、新車販売店において重要な展示用車両運搬具については、取得からの年数に比して走行距離が短いことが確かめられ、また、店舗資産の消費パターンと関連する来店客数も安定的であることから使用期間にわたって均等に費用配分を行うことが適切であると判断し、定額法に変更するものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,902百万円それぞれ増加しております。

(重要な会計上の見積り)

店舗の固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	314百万円
有形固定資産	40,826百万円
※店舗固定資産及び共用資産等を含む	

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗毎にグルーピングを行っております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

当連結会計年度におきましては、店舗の固定資産についての減損損失は認識しておりません。なお、当連結会計年度において、店舗以外の共用資産について移転の意思決定をしたため減損を識別しており、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額314百万円を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは、店舗ごとに作成された将来事業計画を基にしております。当該事業計画の主要な仮定は、来店数、成約率、販売台数、店舗人員数等であります。当該指標は、各店舗の過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮して策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、市場環境等の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,115百万円
2. 債権流動化に伴う買戻し義務 2,925百万円
3. 保証債務
金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。
株式会社MT 1,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
愛知県	事業所	建物及び構築物等	314

当社グループは、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。また、店舗以外の事業所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングしております。

閉店又は移転を決定した店舗及び共用資産について、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度末株式数
発行済株式	
普通株式(株)	80,735,200

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年2月22日 定時株主総会	普通株式	1,171	15.00	2021年11月30日	2022年2月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年2月22日 定時株主総会	普通株式	1,933	利益剰余金	24.00	2022年11月30日	2023年2月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に出店に係る設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、差入保証金があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客や取引先の信用リスクにさらされており、差入保証金については、主に店舗に関する不動産の保証金であり、信用リスクにさらされておりますが、これらの債権については、債権管理担当者が定期的取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金融負債の主なものには、買掛金、短期借入金、未払法人税等、長期借入金があります。買掛金及び未払法人税等については、そのほとんどが2か月以内の支払い期日であります。短期借入金については、主に運転資金の調達であります。長期借入金については、主に設備投資の調達であります。また、資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき管理本部財務課が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスク管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	19,845	19,845	—
(2) 売掛金	12,829	12,829	—
(3) 差入保証金	4,388	3,782	△605
資産計	37,063	36,457	△605
(4) 買掛金	(7,300)	(7,300)	—
(5) 短期借入金	(20,923)	(20,923)	—
(6) 未払法人税等	(3,595)	(3,595)	—
(7) 長期借入金(※1)	(55,454)	(55,409)	45
負債計	(87,273)	(87,228)	45
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(※2) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブに関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表の金額

区 分	当連結会計年度 (百万円)
投資事業組合への出資	84

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		3,782		3,782
長期借入金		55,409		55,409

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	1,493百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	395百万円
時の経過による調整額	15百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	1,904百万円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

車両売上	268,199百万円
オークション・業者売上	119,471百万円
整備売上	15,014百万円
手数料売上	3,220百万円
顧客との契約から生じる収益	405,906百万円
その他収益	12,211百万円
外部顧客への売上高	418,117百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項」の「(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	2,757	5,965
契約負債		
前受金	1,908	3,048

(注) 契約負債(前受金)は主に車両販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 707円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 176円30銭 |

当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) 」を2020年10月に導入いたしました。E-Ship信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 1,030,600株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度 1,182,277株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	7,961	7,994	2,374	10,369	26,242	26,242
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△2,884	△2,884
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,961	7,994	2,374	10,369	23,358	23,358
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	74	74	—	74	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△1,171	△1,171
当 期 純 利 益	—	—	—	—	13,303	13,303
自己株式の処分	—	—	3,051	3,051	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	74	74	3,051	3,125	12,132	12,132
当 期 末 残 高	8,036	8,069	5,425	13,494	35,490	35,490

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,333	41,240	1	1	0	41,242
会計方針の変更による累積的影響額	—	△2,884	—	—	—	△2,884
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,333	38,356	1	1	0	38,358
当期変動額						
新株の発行	—	148	—	—	△0	147
剰余金の配当	—	△1,171	—	—	—	△1,171
当期純利益	—	13,303	—	—	—	13,303
自己株式の処分	1,714	4,765	—	—	—	4,765
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	6	6	—	6
当期変動額合計	1,714	17,045	6	6	△0	17,051
当期末残高	△1,619	55,402	8	8	—	55,410

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建築物 3年～39年

構築物 3年～35年

機械及び装置 13年～15年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 3年～20年

投資不動産 10年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回ったため、その差額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 車両販売

顧客への納車引渡し時点で収益認識しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点として

おります。

(2) 車両の割賦販売

車両販売時点で車両の現金販売価格により収益認識し、割賦金利相当については重要な金融要素に該当するものと判断して決済期日までの期間にわたって償却原価法（利息法）により金利部分を各期の純損益に配分しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

- (1) 従来、車両販売について車両登録時に収益を認識しておりましたが、顧客への納車引渡し時点での収益認識へ変更しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点としております。
- (2) 車両の割賦販売については、従来、割賦手数料について「売上高」として車両販売時点で全額の収益を計上しておりましたが、割賦販売に含まれる履行義務について分析を行った結果、車両販売時点では車両の現金販売価格によって「売上高」を計上し、割賦金利相当については「売掛金」に含まれる重要な金融要素に該当するものと判断して決済期日までの期間にわたって償却原価法(利息法)により金利部分を各期の純損益に配分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高は4,461百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,387百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,884百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、当社の建物を除きすべて定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

当社グループは2030年ビジョンとして売上高1兆円、営業利益率9%、営業利益900億円を目標として掲げております。2030年ビジョンの達成に向け、「大型店」を年間20店舗程度出店し、2030年までに「大型店」223拠点を目標としています。また、輸入車新車市場においては約1.5兆円のマーケット規模を想定しており、輸入車正規ディーラー事業についても自動車販売事業の一環として継続的な事業拡大を図っていく予定です。このような自動車販売事業における出店の増加を契機として、有形固定資産の使用状況の見直しを行ったところ、新車販売店において重要な展示用車両運搬具については、取得からの年数に比して走行距離が短いことが確かめられ、また、店舗資産の消費パターンと関連する来店客数も安定的であることから使用期間にわたって均等に費用配分を行うことが適切であると判断し、定額法に変更するものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,687百万円それぞれ増加しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	314百万円
有形固定資産	38,823百万円

※店舗固定資産及び共用資産等を含む

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,389百万円

2. 債権流動化に伴う買戻し義務 2,925百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入及び仕入債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社NEW 1,271百万円

株式会社Ai 1,780百万円

株式会社MT 1,000百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 361百万円

長期金銭債権 500百万円

短期金銭債務 407百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,008百万円

売上原価

4,658百万円

営業取引以外の取引による取引高

651百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
愛知県	事業所	建物及び構築物等	314

当社は、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。また、店舗以外の事業所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングしております。

閉店又は移転を決定した店舗及び共用資産について、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度末株式数
自己株式	
普通株式(株)	1,202,522

当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) 」を2020年10月に導入いたしました。期末自己株式数には、当該プランにて信託銀行に設定したネクステージ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を含めております。

2022年11月期 1,030,600 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	80百万円
未払事業税	166百万円
未払費用等	1,759百万円
減価償却費	550百万円
資産除去債務	566百万円
減損損失	96百万円
貸倒引当金	2百万円
繰延税金資産合計	3,221百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	△397百万円
前払年金費用	△186百万円
繰延税金負債合計	△584百万円
繰延税金資産の純額	2,637百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

車両運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,440百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	395百万円
時の経過による調整額	15百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	1,850百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社NEW	愛知県 名古屋市	150	自動車販売	(所有) 直接 100	役員の兼任	銀行の借入 及び仕入債務 に対する 債務保証 (注)1	1,271	—	—
子会社	株式会社Ai	神奈川県 横浜市	20	自動車販売	(所有) 直接 100	役員の兼任	銀行の借入 及び仕入債務 に対する 債務保証 (注)1	1,780	—	—

(注) 1. 銀行借入及び仕入債務について、債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	広田 靖治	—	—	当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 2.17	債務被保証	地代家賃に対 する債務被保 証(注)1	20	—	—
							商品の仕入 (注)2	15	—	—
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	株式会社SMN	愛知県 名古屋市	1	資産管理	(被所有) 直接 35.13	—	商品の販売 (注)2	30	—	—
							商品の仕入 (注)2	12	—	—
	株式会社MT	愛知県 名古屋市	1	資産管理	(被所有) 直接 0.49	—	銀行の借入に 対する債務保 証(注)3	1,000	—	—

- (注) 1. 店舗の地代家賃について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。
 2. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
 3. 銀行借入について、債務保証を行っているものであります。

(収益認識に関する注記)

「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 696円70銭

2. 1株当たり当期純利益 168円91銭

当社は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」を2020年10月に導入いたしました。E-Ship信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度 1,030,600株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度 1,182,277株)。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。